

札幌市立平岡中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

いじめが生徒の心身に及ぼす影響を全教職員が共通理解し、「いじめは人として決して許されない行為」という基本認識の下で、「いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という危機意識を常にもって対処する必要があります。

こうした基本認識に立ち、本校ではすべての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係を形成し、安心して学習できる環境を整備していきます。そのために、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。生徒指導の機能や教育相談の充実を図り、生徒一人一人の心の居場所を確保するとともに、安全で安心して学習に取り組めるよう、全教職員が計画的・組織的そして継続的に「いじめのない学校づくり」を推進することを、平岡中学校の「いじめ防止」の基本姿勢とします。

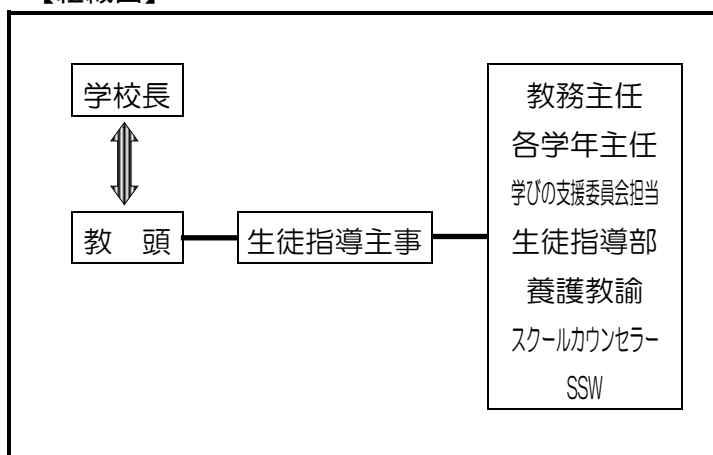
2 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等が共有し、関係機関や地域住民等との協力と連携を図りながら、いじめの根絶のために組織的な取組を推進します。
- (2) いじめ防止対策推進のために、「いじめ防止対策推進委員会」を校内に設置し、実効性のある取組を推進します。
- (3) 生徒の心身の成長や学習する権利を阻害する重大な被害を与えるような事態に対しては、札幌市教育委員会、児童相談所、警察署等の専門機関の協力を得て、事実解明を行う調査組織を立ち上げ被害者救済のための必要な措置を講じます。

3 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

- (1) 「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、月に一度、定期的に会議を開催するとともに、必要に応じて随時会議を開催できる特別委員会とします。
- (2) 委員会の構成は、学校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・各学年主任・学びの支援委員会担当者・生徒指導部・養護教諭・スクールカウンセラー、SSWを原則としますが、必要に応じて他の教職員を加えることができるものとします。

【組織図】



【関係機関】

- ・札幌市教育委員会
(児童生徒担当課、教育センター教育相談室)
- ・札幌市東部児童相談所(子ども未来局)
- ・北海道警察(少年サポートセンター)
- ・地域関係機関
(家庭児童相談員・民生児童委員等)

- (3) 委員会の連絡及び調整は、生徒指導主事が行います。また、スクールカウンセラーとSSWは、いじめ防止についてのアドバイスをを行います。

4 「いじめ防止対策推進委員会」の責務

「いじめ防止対策推進委員会」は次に挙げる事項に取り組み、いじめの根絶に向かいます。

- (1) 「いじめ防止基本方針」の策定と推進
- (2) 校内組織（校務分掌・各種特別委員会等）との連携
- (3) 思いやりの心などの豊かな心の育成
- (4) 望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) いじめ根絶に関係する生徒活動の推進
- (6) 情報モラル教育の推進とネット・トラブルへの対応
- (7) いじめの早期発見と早期解消
- (8) いじめ関係生徒のケアといじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) 教育相談（いじめ調査）の計画と推進
- (12) いじめの問題及び生徒理解に関する教職員の研修の企画と運営
- (13) いじめ防止対策に関する学校評価の推進
- (14) その他、いじめ防止対策推進に関すること

5 具体的な取組内容

(1) いじめ未然防止の取組

- ① いじめに関する一斉学習（学級活動または道徳の時間）を実施する。
- ② いじめの問題及び生徒理解に関する教職員研修を実施する。
- ③ 学校のきまりやルールを守らせ規範意識の向上を図る。
- ④ 「居場所」と「絆」をキーワードにした学級づくりに取り組む。
- ⑤ 「わかる・できる・楽しい」授業に努め、学習に対する達成感や成就感を育む。
- ⑥ 生徒活動（生徒会・各種委員会・部活動）による防止活動に取り組む。
- ⑦ 「命の大切さ」をテーマとする道徳を実施する。
- ⑧ 「情報モラル」授業の一層の充実を図る。

(2) 早期発見・早期解消の取組

- ① 生徒へのアンケート調査を実施する。（市教委のものを含み年間3回）
- ② 教育相談月間を年間2回実施する。
- ③ 三者懇談を年間2回実施する。
- ④ スクールカウンセラーとの情報交流を随時実施する。
- ⑤ ネットパトロール等を活用する。
- ⑥ 関係機関や地域住民等からの情報を収集する。
- ⑦ 教職員間で日常的に生徒の様子を交流できる人間関係を構築する。

- ⑧ 1人1台端末「心の健康観察（シャボテン）」アプリを活用し、生徒理解に努める。
- ⑨ いじめ防止対策推進委員会（生徒指導委員会）で情報共有及び対応策等を検討する。

6 いじめ発生時の対応

（1） いじめの把握

- アンケート等の調査による把握
- いじめを受けた本人または保護者からの訴え
- 周囲の生徒からの情報
- 教職員の観察による発見
- 関係機関や地域住民等からの情報
- その他（「心の健康観察」アプリ等）

（2） 初期対応

- いじめの発見者（把握者）から関係する学級担任や学年主任等への情報提供（共通理解）
- 関係学級担任、学年主任による関係生徒への事実確認及び指導
- いじめ防止対策推進委員会への情報提供及び対策会議
- 当事者生徒・保護者からの丁寧な聞き取り

（3） いじめの報告

- いじめの発見者（把握者）から生徒指導主事へ報告
⇒生徒指導主事から関係する学級担任や学年主任等へ調査の指示
- 生徒指導主事から教頭へ報告
⇒教頭から生徒指導主事へ必要な指示
- スクールカウンセラー、SSWからのアドバイスを受ける
- 教頭から校長へ報告
⇒校長から教頭へ必要な指示
- 校長によるいじめ防止対策推進委員会の招集

（4） いじめ防止対策推進委員会の開催

- 事実関係の解明
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担の協議
- 対応チームの編成
- 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

（5） いじめの解消

- いじめを受けた生徒への対応
- いじめを行った生徒への対応
- 周囲の生徒への対応
- 保護者への対応
- 教育委員会への報告 ⇒指導・助言
- 関係機関への相談 ⇒児童相談所、警察署、各種相談室等

(6) 再発防止に向けた取組（いじめ防止対策推進委員会における検討）

- 原因の詳細な分析
- 学校体制の改善・充実
- 被害生徒の継続的な見守り
- 家庭、地域との連携強化
- 教育内容及び方法の改善・充実

7 重大事態発生時の対応

【重大事態の定義】

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

＜いじめ防止対策推進法 第28条1項＞

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(1) 重大事態の把握

- 重大事故・事案の発生
- 本人及びその保護者からの申立て
- 教育委員会、警察署等の関係機関からの通報
- 事実の整理
- いじめ防止対策推進委員会の緊急招集、調査の実施

(2) 重大事態の報告

- 校長から市教委への報告

(3) 重大事態の調査

- 学校が調査の主体の場合⇒学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて調査
- 市教委が調査主体の場合⇒「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施

(4) 調査の実施

- 調査方法等について事前に当該生徒及び保護者に説明する。
- いじめられた生徒からの十分な聴き取りと在校生生徒や教職員から質問紙調査や聞き取り調査を行う。

(5) 調査結果の提供・報告

- 市教委または学校からいじめられた生徒及び保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。

(6) 調査結果の公表

- 国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき判断する。

(7) 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

(8) 学校と市教委における取組の検証

- 調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、いじめ防止対策推進委員会において検証を行い、市教委に報告する。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条第1項】

<参考資料> 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」（平成28年6月 札幌市・札幌市教育委員会（令和6年4月改定））